

平成25年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） おはようございます。

公明党を代表して、通告に従い一般質問いたします。

3月は卒業、そして新たな門出を迎える準備の時期でございます。今年度もこの議場だけでなく、それぞれの職場において、今このときも市民のために、習志野市政のためにと職務を全うされている職員皆様の中に、この3月末をもって退職を迎えられる方が多数いらっしゃると思っております。まずは、一般質問に先立ちまして、感謝の意を表しますとともに、これからも健康に留意され、セカンドライフを満喫できますことを心より御祈念申し上げます。そして、職員はもちろんのことですが、私ども議員も退職される皆様の足跡を今後の糧として、皆様同様、市民のため、習志野市政のために粉骨砕身の覚悟で頑張っております。行政は人なりと申します。皆様が退職された4月になって、きっと私どもはその言葉を反すうすることと思います。

さて、今回の私の一般質問は、大きく分けて4項目でございます。

そのうち、3項目については、人にかかわる内容であるといっても過言ではございません。退職があり、人事異動がありと人が動くこの時期、行政事務を全うするためには、人がいかに重要か、今回もそのことをぜひ念頭に置いていただき、御答弁をいただきたいと思っております。

そこで、具体的な質問要旨に移る前に、最近起きた案件について御紹介させていただきます。過日、若いお母さんから保育所入所についての相談を受けました。相談者は、結婚前から御自身が重大な疾病を抱えており、配偶者は単身赴任、お子さんは3歳です。相談者は、今日まで御自身の健康管理と身の回りのことだけでも精一杯の状況の中で、保育所の一時保育やファミリーサポート、配偶者の協力はもちろんのこと、治療を続けながらお子さんを育ててまいりました。しかしながら、御自身の疾病の進行に加え、子どもの身の回りの世話や治療もままならないことへの困難さや不安から、保育所への入所を申し込むに至りました。

私は、この相談を受けたとき、保育所云々といった問題の前に、母親と子どもの育ちに大きな問題が残されていること、そしてそれが今日まで見過ごされてきたことへの危機感を痛切に感じました。保育所入所窓口では、入所はすぐにはできないとの判断だけで終わったようですが、これでは相談者が不信にも似た疑問を抱くのは当然であると言わざるを得ません。こども部では、相談者の困り感や子どもの育ちの状況を各課連携のもとに、さまざまな角度から思いがめぐらされたのでしょうか。この家庭に必要なものは何か、総合的な支援のあり方を考えられたのでしょうか。妊娠中から出産、そして今日に至るまで、行政はさまざまな場面で、この親子と接触し、かかわり合いを持ってきたはずでございます。はたから見ても、困り感がにじみ出ていたことは事実であり、相談者も幾度となくSOSを発信してきたはずでございます。市民が真っ先に頼りとする市役所の窓口では、このことをどのように受けとめられたのでしょうか。

行政の手は、このような案件に接したとき、目を覆うことに使うのか、それとも差し伸べることに使うのか、そこには選択の余地はないはずですが、まずは、手を差し伸べる、このことが職員である前に人として手続論をかざす前に、行政としてのあるべき姿であり、宮本市長が次期基本構想・基本計画でまさに打ち出そうとする優しさではないでしょうか。

21世紀は、心の時代であるとの指摘もございます。職務に関係あるなしにかかわらず、職員の皆様には、このような案件が日々市内のどこかで発生していることを頭の片隅とはいわず、真ん

中に常に意識していただきたいと思います。

前置きが長くなりましたが、質問要旨に移ります。

質問の第1は、本市の子育て支援策でございます。

前回の定例会においても、指摘をさせていただきましたが、今、本市の子育て支援は、これまでいただいた答弁と実態とに大きな乖離があると思えてなりません。先ほどの案件は、その最たる一例でございます。こども部を立ち上げたときの思いは、そして子育て日本一のスローガンの旗はどこで振られているのでしょうか。

そこで、本市の子育て支援施策の充実を求め、こども部が創設されて早10年目に入ろうとしている今日、いま一度、こども部とは何なのか、そして平成25年度を見据え、今後何を目指し、どのように向かおうとしているのかお伺いいたします。

質問の第2は、教育行政についてお尋ねいたします。

まず、1点目は、本市の就学指導についてでございます。

私は、障がいの有無にかかわらず、就学指導は不可欠であると考えます。それは、子どもにとってより適切な学習の場を提供しようとするならば、通るべき一過程であるからでございます。

しかしながら、以前より他の自治体では、就学指導について審議会や審議内容の公開が求められるなど、就学指導はブラックボックスのような印象を持たれていることは否めない事実でございます。保護者の立場からすれば、もたらされた結果が子どもにとって有用であれば納得できるはずでございますが、不安にも似た疑問を持つその心情は、容易に想像できます。

だからこそ、就学指導はしっかりしていないといけません。本市の場合はいかがでしょうか。他の自治体との比較をするわけではございませんが、毎回のように審議結果と就学先が一致しない事案がございます。それは、本市の就学指導のあり方と保護者の思いとにボタンのかけ違いがあるからではないでしょうか。子どものライフステージの移行期に支援の切れ目、すなわち不連続性があっては、その後の成長に影響を及ぼします。本市の就学指導がよりよいものとなるためにも、ここで本市の就学指導委員会の実情と就学指導の現状について、確認のためお伺いいたします。

教育行政の2点目は、特別支援学校分校の設置についてでございます。

特別支援学校分校の誘致につきましては、本市の意向を示してから既に数年がたち、千葉県議会に請願が出され採択されたこともあって、最近具体的な段取りも示されるようになりました。

そこで、平成25年度を迎えるに当たり、現在の進捗状況と今後の予定についてお伺いいたします。

質問の第3は、債権管理についてお尋ねいたします。

(仮称)債権管理課も4月からスタートと、間近に迫ってきており、部署の創設に当たって組織体制の構築や人事配置に向けた準備に追われる毎日かと察します。今後、庁内だけでなく、市民からも関心の高いものになることは否めず、成功は必須でございましょう。

そこで、現在の進捗状況、とりわけ組織、人員体制、管理職についてどのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

質問の第4は、地域問題として、谷津地域の浸水対策についてお尋ねいたします。

谷津3丁目及び4丁目地域において、高潮などの潮位の影響により、下水道管に海水が逆流して道路冠水や住宅地内への浸水を引き起こしている現状がございます。また、谷津2丁目船だま

り周辺も潮位の影響を受け、水路高いっぱいまで水位が上昇している現状がございます。このことを受け、私は平成24年第2回定例会において、この地域の浸水対策の取り組みについて伺ったところ、当局より県と市で協議を行いながら平成24年度に整備内容や整備の順序を定め、平成25年度より具体的な事業を進めていくとの御答弁がございました。

そこで、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。

一般質問2日目、よろしくお願い申し上げます。

それでは、小川利枝子議員の質問に順次してお答えしてまいります。

教育行政の2問は、教育長から答弁いたします。

まず初めに、大きな1つ目、子育て支援策について、こども部の今後の方向性についてお答えいたします。

初めに、こども部設置に至った背景や理念について振り返りますと、平成の時代となり合計特殊出生率が史上最低を記録した1.57ショックを契機に、家庭や地域の子育て力や支え合いの機能の低下による育児不安を抱え、孤立する子育て家庭の増加が大きな社会問題となってまいりました。国は平成15年に、これまでの少子化対策から地域での子ども・子育て支援へと視点を移し、社会全体で全ての子育て家庭を支援する施策に転換し、新たに次世代育成支援施策を展開する方向を打ち出すとともに、児童福祉法を改正し、こどもセンターなど、子育て支援事業の法制化がなされました。さらに、平成16年度には、要保護児童の適切な保護を図るための市町村の役割が強化されるなど、本市を取り巻く環境が大きく転換する時期でありました。このような中、少子化、核家族化など、子どもを取り巻く教育や保育環境の急激な変化に応じ、地域社会が一体となって子育て支援ができる体制の構築と、既存の各種制度の枠を超えた子どもに関する総合的な施策の推進を図るために、こども部を創設したものであります。

これまで重点的に取り組んできたこととして、1つには、子ども政策の一元化を図り、子どもに関する総合的な政策の立案、計画調整、実施、評価を行い、さらに待機児童対策はもとより、次代を担う子どもの教育・保育の一元化を図るとともに、地域の子育て支援の中核施設として、こども園整備に本格着手したこと。

2つ目には、子どもに対する政策は多岐にわたる施策の複合的な展開が必要であり、組織の枠を超えた総合調整を行い、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に当たる子どもに関する相談体制を充実し、情報の一元管理や保健、福祉、教育等の子どもにかかわる部署間の連携体制を強化したこと。

3つ目としては、子どもに関する手続を1つの窓口で極力処理できるような事務処理体制を整え、市民に対する総合的な援助と市民サービスの向上を図ることにあわせて、支援の必要な対象者を把握し、タイムリーな働きかけで問題の重症化や複雑化を食いとめるなどの視点を持って窓口対応に当たったことなどが挙げられ、進んできた方向性は誤っていないものと認識しております。

次に、こども部の今後の方向性であります。今後は、これまでの取り組みを継承しつつ、社会経済情勢の悪化や核家族化の進展などが影響する中で、児童虐待、待機児童問題、子育て家庭の孤立化といった諸問題に対して、さらに支援や介入を強化する必要があると考えております。

また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であるという視点に立った地域の全ての子どもを支える保育・教育・子育て支援をきめ細かく行うことも重要なポイントであることは言うまでもありません。

そこで、今後もこうした観点で、本市における子ども・子育て支援施策をさらに確実、強固なものにしていくために、法令に基づく各施策を着実に実行するとともに、子どもの視点から市民に寄り添い、他の関係機関との信頼関係をさらに深め、連携を図りながら取り組んでまいります。

加えて、子ども自身が計画づくりに参画していくことや、公民の協働を念頭に置くことを新たな観点として、実態に合った計画策定、施策の展開などを行ってまいります。

さらに、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の動向に合わせて、子ども施策の方向性を見きわめ、またこれに伴って子ども・子育て支援に当たるこれまでの体制や運営についての評価・見直しが必要となることも含めて対応を進めてまいります。

大きな2点目、教育行政についての2問は、教育長が答弁いたします。

続いて、大きな3番目、債権管理について、平成25年4月1日設置予定の債権管理課に関する人員体制及び管理職の配置方針についての2点についてお答えいたします。

1点目の債権管理課の人員体制については、これまでの取り組み経過を踏まえ、財政部に位置づけ、債権管理系の1係を予定し、業務の実施に当たっては、機動力を発揮しながら迅速、かつ的確な対応が求められますことから、職員構成といたしましては、課長、係長、そして税務経験を有する職員や差し押さえ等の専門知識を有する国税局等の出身者の配置を予定しておりまして、現在雇用条件等を検討し、関係機関と調整を行っているところであります。

次に、2点目の債権管理課の管理職の配置方針についてであります。行政運営に当たりましては、行政組織の構築とあわせて組織を動かす職員として管理職が重要であります。債権管理課につきましては、市の債権管理の一層の適正化を図るため、全庁横断的に過年度分の滞納整理を行うとともに、市の債権を所管する各所属に対して指導・助言を行うことも予定しており、管理職として税や法律等の幅広い知識を持っていることはもちろんのこと、全庁にわたる調整能力をあわせ持った職員の配置が必要であると考えており、現在検討しているところでございます。

私からの最後で、地域問題について、谷津地域の浸水対策についてお答えいたします。

平成24年6月定例会における御質問に対し、平成24年度は浸水対策に関する整備手法、箇所、順序等の整備予定を定め、平成25年度以降、県と市の協調体制のもとで協議を進めていく旨、お答えしたところでございます。

その後の状況について申し上げますと、千葉県と習志野市の、県と市の間で合同勉強会を7月と8月、11月の計3回行い、具体的な整備箇所、整備手法及び整備スケジュールについて協議を重ね、方向性をほぼ固めるに至ったところでございます。

まず、整備手法について申し上げますと、浸水被害の頻発する4カ所を対象にゲートなどの逆流防止施設や雨水を排水するポンプ施設の設置と雨水管の整備などを実施するというものであります。

また、整備年度は平成25年度から平成28年度までの4カ年とし、谷津幹線マンションとソフトタウン谷津遊園周辺を優先的に対策を進めて、引き続いて谷津商店街周辺、谷津2丁目船だまり周辺の順に整備を進める予定としております。

なお、来年度工事を予定しております谷津幹線マンションとソフトタウン谷津遊園周辺については、現在、千葉県において実施設計を行っているところであります。今後も千葉県と協議を重ねながら谷津地区の浸水被害の解消に向け、対策事業を鋭意に進めてまいります。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員からの一般質問、教育行政について、就学指導について就学指導委員会の実情を踏まえ、本市の就学指導の現状を伺うという御質問にお答えをいたします。

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会の報告では、就学指導のあり方について個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、その子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を見据え、現時点での教育的ニーズに最も的確に応えられる指導を提供する学習の場を検討すると示されております。

これを受けて、習志野市就学指導委員会では、特別な支援を必要としている児童・生徒の適正な就学の場の検討を行っております。就学指導委員会の委員の定数は、現在13人以内となっており、今年度は小児科の医師、精神科の医師、学識経験者として元特別支援学校校長、そして現在特別支援学校の校長、教育関係者として市内の小中学校校長及び市内の小学校の特別支援教育担当教諭、社会福祉関係者として市の福祉施設長の合計11名により構成しております。年間6回の委員会を開催しております。

今年度の入級・入室の審議件数の合計は162件となっております。就学指導委員会は、保護者の希望を受け、校内就学指導委員会の審議を経て実施をしております。審議希望を受けた後に、特別支援教育を担当している教員を調査員として派遣し、子どもの状況把握とともに、保護者との面談を実施し、審議資料を作成しております。作成した審議資料は、あらかじめそれぞれの委員に送付し、それをもとに検討していただいております。

さらに、委員会当日は幼稚園や保育所、学校などでの集団生活の状況を一番よく知っている担任と調査員が同席し、子どもの状況や保護者の意向について報告をいたします。

就学先決定の判断基準については、学校教育法施行令第22条により就学基準が示されておりますが、本市の就学指導委員会においては、障がいの状況だけを見るのではなく、本人の教育的ニーズ、教育学、医学などの専門的見地、学校や地域の状況などを踏まえ、保護者の意見を十分加味し、総合的な観点から意見をいただいております。

次に、特別支援学校分校の設置について、その後の進捗状況及び今後の予定を伺うという御質問にお答えをいたします。

平成24年12月定例会で、概要について御説明をいたしました。が、(仮称)八千代特別支援学校の小学部を習志野分校として平成25年度に設計し、平成26年度改修工事を行い、平成27年度の開校に向けて、千葉県教育庁県立学校改革推進課と協議を進めております。

設置場所について、習志野市としましては、袖ヶ浦東幼稚園の施設を活用する方向で準備を進めております。最近では、1月18日にも県担当者と話し合いを持った中で、事業予算については、千葉県の6月補正予算案に計上すべく努力しているとお聞きいたしました。

今後につきましては、新設後の分校に対しまして、その専門性を市内の特別支援教育に広めるよう要望すると同時に、市の総合教育センターやひまわり発達相談センターとの連携を密にするこ

とで、市内の特別支援教育をさまざまな障がいに対応できるものとするよう取り組んでいきたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆24番(小川利枝子君) 市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問させていただきます。

1点目は、子育て支援策について伺いたいと思います。

先ほどの市長答弁を伺いまして、それこそ9年前のこども部創設時には、このような御答弁がこの議場の場で示されまして、これから子育て支援がいかに重要であるか、こういうことが前市長の決意として庁内全体の方向性として打ち出されたのではないかと、このように思っております。

こども部の創設で最も大きな意義でございますけれども、それは福祉事務所としての位置づけが定められたことが上げられております。そのため、こども部長は福祉事務所長を兼務する、ということで子どもの視点を第一義に全ての子育て家庭の困っていることをともに考え、そして安心を保障するところである、このように私は伺ってまいりました。

また、ルールや法律どおりに仕事をするだけならば、こども部は要らなかった、このようにも伺ってまいりました。それがなぜ、冒頭に挙げたような案件が発生してしまうのか、それはやはり、私は初心忘るべからず、このような言葉がございますけれども、そうした考えがいつしか途切れてつながってこなかった、このことにあるように思えてなりません。

しかしながら、今回、宮本市長のみずからのお言葉で改めてこの初心、全く変わっていない、進む方向性は間違っていない、このようなことを再確認できましたことで、私も正直に本当に安堵した、このような気持ちでいっぱいでございます。

そこで、そうであるならば、これからは大事でございます。十年一昔、このように申します。実際は9年がたったわけですけれども、9年間の実績を振り返っていただきまして、きちんと評価して反省すべき点は反省する、この姿勢が次の新たな一歩につながっていく、私はこのように考えております。

そこで、これまでの子ども施策における事業の進捗状況です。それと評価について伺いさせていただきます。

◎こども部長(野中良範君) はい。これまでの子ども施策におけます事業の進捗状況と評価ということでお答えしたいと思います。

市長が申し上げましたとおり、子どもをめぐる環境は非常に変化をしております。特に平成に入ってから1.57ショックという言葉のもとに大きく変換をしております。さらに、特に平成15年です。要保護児童対策や保育に欠ける児童対策が中心であった少子化対策の児童福祉法から、全ての児童の健全な育成を図るための児童福祉法へ改正したことが大きな点ではなかったかなと思います。

あわせて、当時、次世代育成支援対策推進法が制定されまして、計画づくりが義務づけられたところがございます。こんな時期に、こども部は創設をされまして、御指摘のとおり全ての子どもの支援の意識的な統一がされたのかなと私も思っております。

当時、作成いたしました次世代育成支援対策行動計画では、全ての子どもの支援ということで、例えば母子手帳の交付の段階、つまり子どもの影も形もない段階から子どもへの支援という形に

目を置きまして、その後、乳児訪問、4カ月健診、10カ月、1歳半という母子保健の事業を実施するとともに、あわせてそういった健診の中で子どもの本の読み聞かせを実施するなど、違った視点の母子保健活動もしておるところでございます。

また、あわせまして、全ての家庭でございますので、幼稚園・保育所に通う前の家庭で支援されている方のために、こどもセンター、あるいはきらっ子ルーム、そういったものを充実いたしましたし、幼稚園ではいわゆる学校教育の学校の中で預かり保育を実施するという、これは全ての家庭の支援の一つの方法だと思っておりますけれども、そういったことも実施をしております。

それで、次世代行動計画の中間評価では、子育てに不安や負担を感じる保護者の割合は減少しております。また、子育てに関する悩みや不安を相談する相手がいない保護者、こういった割合も減少しております。また、132事業ございましたけれども、未実施2事業を除く全て進捗をしたというふうに理解をしております。

今後は、こういった全ての家庭への支援のほか、待機児童の解消、こども園の推進、それから児童虐待の増加を踏まえまして、個別に支援を必要とする子どもや家庭に対する支援を強化するとともに、その際必要となるケースワークを中心とした体制を固めていく必要があると思っております。引き続き、保健福祉部や教育委員会との連携を図るとともに、こども部内におきましても連携強化、職員の資質向上に努め、きめ細やかな支援の提供を目指してまいりたいと思っております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。

こども部長みずからが的確に評価されていることに、私はさらに安堵感が強まりました。

ただいまの説明の中でも、特に今後はケースワーク、このケースワークを中心とした支援などの幅をさらに広げ、手が行き届く提供ができるような、そうした体制の整備を進めていく、これが急務である、このように認識しているとの御答弁をいただきました。この言葉を聞きまして、今、傍聴されている保護者はもちろんのことでございますけれども、子育てに悩む多くの御家庭ですね、保護者、御家族、そして教育機関等の関係者にとりましては、大変強く心に残ったものとお察しいたします。

とかく、こども園の整備、また保育の多様化など、つついハード面、これも大事でございます。ハード面やそれから制度の充実、こういうものに目が行き届きがち、行きがちですね。しかしながら、市長答弁にもございました、寄り添う、この寄り添うこととは、まずは人が人に接すること、こういうことであるわけですから、冒頭に紹介をさせていただきました案件、こういうものを解消していくためにも、このケースワークが重要である、これは言うまでもないことでございます。そして、その実行のためには、人が原因で見きわめができない、また支援につながらない、こういった現状を排して行くことが前提である、このように強く指摘をさせていただきたいと思っております。

しかし、これはこども部だけで完結できることではないということも、私は理解いたしております。

そこで、こども部創設の目的の一つであった子どもを中心とした他部署との連携ですね。その連携による縦割り行政の解消、このことについてはどこまで進んだのでしょうか。

また、今後連携強化のために取り組んでいくことは何なのか、その点についてお伺いさせていただきます。

◎こども部長(野中良範君) はい。こども施策に係ります部内及び他部署との連携について、縦割り行政の課題はどこまで進んでいるのかということの御質問と、さらに今後の連携強化ということにつきましてお答えさせていただきます。

他部署の連携でございますけれども、やはりこれは育児不安、あるいはハイリスク家庭への支援の状況に当たったときに一番発揮するものというふうに考えております。

私どもこども部では、関係機関の連携を図るとともに、そうした連携が十分に機能することが不可欠な条件であるというふうに考えております。こういった育児不安、ハイリスク家庭の早期発見、あるいは対応の観点から、こども部では先ほども申し上げましたけれども、母子健康手帳交付室を隣接して設置しまして、子どもへの支援を早い時期からとっているところでございます。

また、育児支援、ハイリスク家庭への支援として、個別の支援会議、あるいは関係部署の管理職によります実務者会議、それとならしの子どもを守る地域ネットワーク、これらの組織を設置をいたしまして、関係づくり、連携強化に努めているところでございます。実務者会議におきましては、幅広く参加を求めています、窓口関連、直接当たる保護課、障がい福祉課、こども保育課、それから子育て支援課はもとより幼稚園長会、保育所所長会からそれぞれ現場の管理者が来ておりますし、教育委員会関係では指導課、青少年課を初めまして、総合教育センター、青少年センター、あるいは小中学校校長会の代表にも加わっていただいております。それから、ひまわり発達相談センターももちろんございますし、健康支援課、男女共同参画センター、そして県の児童相談所にも声をかけまして参加をいただいで、事例の検証や連携の円滑化に努めているところでございます。

今後におきましては、引き続き知識・技術の習得のほか、これらのものが一体となったチーム力を発揮する努力を努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

心強い答弁を今いただいたと、このように理解いたしました。ありがとうございました。

多くはここでは申し上げます。ぜひ、危機感を持っていただきまして、有言実行、この有言実行で突き進んでいただきまして、よりよいものをつくり上げていただきたい、再構築していただきたい、このように強く申し上げさせていただきたいと思っております。

そこで、突き進むべき平成25年度において、予算上子ども施策について、どのような考えを反映しているのか、平成25年度は大変こども部にとっても、こども部と申しまししょうか、習志野市の子育てですね、子育て支援について大変重要な時期を迎えます。そこで、その点をお伺いさせていただきます。

◎こども部長(野中良範君) 平成25年度予算におけますこども部の事業、これから今後ということも含めましてお答えをしたいと思います。

御指摘のとおり、平成25年度は、これからの子ども施策に対して大きな転換点となる重要な時期でございます。次世代行動計画は、27年から子ども・子育て支援事業計画に変更になりまして、さらに厚みを増した事業に展開をするということでございますので、25年度はこれらに向けた準備作業に入るところでございます。この子ども・子育て支援事業の中では、児童福祉法の改正に基づきまして、今後は保育をしようとする子どもに対して、保育所で保育をするのに加えまして、家庭的な保育事業、認定こども園も含めて必要な保育を確保するための措置を講ずるということで、保

育所の実施責任に加えて、提供責任を新たに加えております。これ、非常に重要なことでございまして、運用上はこれらの施設につきましては、地域のニーズに応じて、子どもがその置かれている環境などに応じまして必要な保育をするということが運用上求められてまいります。

少し詳しく言いますと、虐待事例など特別な支援が必要な子どもに対する市町村による保育の利用の勧奨、あるいは支援、措置、これが求められてまいりますし、またやむを得ない事情により利用できない子どもに対する市町村における保育の措置、こういったものも求められてまいります。したがって、今後はこういった利用、措置、支援、そういったものに的確に対応できる職員の育成が必要かと思っております。

それで、25年度はそういったものに向けまして、各員実施をしてまいります。加えて25年度をこういった支援に対する関連する事業といたしまして、新たな事業に取り組んでおります。

1つは、鷺沼こどもセンターを活用いたしました一時預かりのファミリーサポートセンターの開始をいたします。それから、民間児童福祉施設による一時保護を開始いたしまして、育児不安に対する現場の対応のメニューを増加いたします。当然ながら、袖ヶ浦こども園の整備事業に取り組みますし、この中では、こどもセンター、新たに設置されます。こういったものを含めまして、25年度は予算措置をしているところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

今の御説明を伺いまして、やはり重要な計画が控えている、このようなことが確認できました。特に、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行準備、これはこども部が中心となり、全庁的な取り組みとなるよう期待をいたしております。

最後に、こども部長の御答弁の端々にもございましたけれども、連携はやはり職員一人一人の意識と行動ですね、その行動によってなし得る、このように感じます。これは連携に限らず、やはり行政の推進は人に帰するところが大きいものでございます。重ねてその点を強く指摘をさせていただきたいと思っております。

そこで、こども部の事業の推進に当たって、今後の組織、また人員体制についてでございますが、どのような考えをお持ちなのかお伺いさせていただきます。

◎こども部長(野中良範君) こども部の今後の方向性について、組織や人員体制についてはどのように考えているのかと、御質問にお答えしたいと思います。

私ども、事業を実施している中で、今後の課題を挙げますと2点ございます。

先ほど申し上げました新制度によりまして、今後は利用者支援、あるいは利用勧奨、そういったものが主となってまいります。そのためには、私ども専門職や専門性の確保、これが必要になってくると思います。そのために、今有している経験や技術を確実に継承していくということが必要になります。一番のポイントはアセスメント、これの充実・強化ではないかなと私どもは考えております。

2つ目の課題として、今現在、習志野市では、これまで幼稚園・保育所をきっちり実施しております。その結果、幼児教育や保育に当たる専門職が培ってきた専門的な技術や経験、これを有しているような状況でございます。これらを有効に活用する必要があるというふうに考えております。

今後におきましては、民営の施設がふえる中で、個々の子どもや保護者の情報を共有いたしまして、これまで以上に支援が適切に行われるよう子どもを守る体制と専門性を生かした人材活用が求められるものと考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

ただいまの部長答弁、お伺いいたしまして、私なりにこのキーワード、これを確認させていただいたと思っておりますけれども、まず人材確保、そして人材活用、適正配置、育成、そして専門性でございます。特に、専門性ですね。この専門性が必要であるとの主張は、今後ケースワークが不可欠なこども部の部長ならではの御答弁であったのではないかと思っております。どんなにすばらしい理念、また施策をつくったとしましても、またシステムがあったとしても、やはり動かすのは人でございます。ぜひ、市長が次期基本構想そして基本計画で打ち出そうとなさっている優しさですね。この優しさを具現化するためにも全庁的に取り組んでいただきたい、このように強く申し上げます。

市長、強く要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

こども部の再質問は以上で終わります。

最後に、野中部長、まだ20日以上ございます。まずは、お疲れさま、本当にお疲れさまでしたと私はこの場で申し上げたいと思っております。そして、最後の最後まで市民のため、そしてこども部再構築のため、職務を全うしていただきたい、このように強く願っております。よろしくお願いいたします。

◆24番(小川利枝子君) 次に、教育委員会への再質問に移ります。

1点目は、就学指導についてでございます。

先ほどの教育長答弁で、本市の就学指導のあり方は、おおむね理解できました。義務教育の義務とは、保護者が子どもの教育を受けさせる義務でございます。したがって、就学先を最終的に決めるのは、保護者に委ねられております。それだけに、悩む保護者に適切な助言だとか、また支援を提供する就学指導ですね。この就学指導は非常に重要である。そして不可欠である。このことは、冒頭でも述べさせていただきました。

そこで、その保護者からの希望ですね。保護者からの希望は、どのような形で把握されているのか、その点についてお伺いいたします。

◎学校教育部長(辻利信君) はい。それでは、小川議員の御質問にお答えさせていただきます。

幼稚園、こども園、そして保育所などの就学期、1年生になろうとしている子どもたちにつきましては、就学前のそれぞれの施設で、さらに小中学校の児童・生徒については、それぞれの在籍校で、子どもの困り感ですとか、保護者の気がかりなどを先生方、または保育所のその保育士の皆さんと相談することから就学指導が始まります。学校や園などでの相談だけではなく、ひまわり発達相談センターですとか、市の総合教育センターの相談窓口で直接相談に来られる保護者の方もいらっしゃいます。このような保護者の方たちには、両センターでの相談ですので、承諾をいただいた上で学校に連絡し、連携をしながら進めております。

いずれにいたしましても、子ども一人一人の発達の状態に応じた支援について考えながら、子どものペースで無理なく学校生活を送ることができるような、そして苦手なことを克服したり、得意なところを伸ばしたりすることができる道を、その場を保護者とともに考えています。

ときには、いろいろな学びの場を実際に見学していただいたり、または体験したりする機会を設けながら、保護者の希望を確認していくような配慮をし、把握するように努めているところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

正直なところ、ただいまの学校教育部長の御答弁どおり、これまでがそうであったか、そう申し上げますと保護者や、またこの関係機関の方々、その方々の声からは疑問が残ります。

大事なことは、保護者との信頼関係、これを築くこと、その関係が密であれば密であるほど信頼は勝ち得るはずでございます。ぜひ、これからは保護者から感謝の声が私のもとに届くぐらい、全ての子ども、そして全ての保護者に対して御答弁にあった内容を確実に実施していただきたい、このように思います。

次に、これまで決算委員会等で資料要求させていただきました審議結果、そしてこの審議結果と就学先、これが一致しない事例、これについてお伺いいたします。

人が人を判断するわけですから、就学指導委員会の審議結果が保護者の希望と一致しない事例が発生することは、ある意味、私は当然のことだと言えますし、そう思っております。むしろ、その当然を想定した上で、保護者の不安にも似た疑問を解消すべく就学指導を行うべきものであると、このように思っております。決して、この就学指導とは無理やり一致させるものではございません。しかし、一致しないことが子どもにとって適切な学習の場の提供になっていないとしたら、子どもの学ぶ権利を保障されないことになりかねません。

そこで、本市の場合、一致を見ない事例が発生する要因、それをどのように分析して、改善のためにどのような方策を講じてきているのかお伺いいたします。

◎学校教育部長(辻利信君) 御質問にお答えさせていただきます。

就学指導委員会の判断に当たっては、障がいのある児童・生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、障がいの種類、程度に応じた適切な教育の内容及び方法について、総合的かつ慎重に判断いたしているところでございます。

そこには、障がいに対応した環境が適切に整備されていることですか、安全上の配慮が必要ですか、十分に留意する必要があるというふうに考えております。就学指導委員会では、保護者の思いを十分に考慮しながら判断しておりますが、審議資料や発達の検査、子どもの状況などから専門的な立場として判断をしておりますので、保護者の希望との違いが生じてしまう場合もあります。保護者には、審議結果を参考にして再度就学先や通級先を決めていただくこととなります。希望との違いが生じた場合には、保護者の意向を大切にしながら就学先を決めております。その後については、適切な学びの場であるかどうか、子どもの状況を継続的に見守り、機会あるごとに相談の場を設定したり、保護者が必要とするときは、いつでもきめ細かく相談に乗ったりすることが大切だというふうに認識しております。

このように、就学指導委員会においては、審議資料等で判断するのではなく、保護者の思いを理解し対応をしていく必要があると捉えておりますので、教育委員会といたしましても、今後も引き続き保護者に寄り添い、保護者とともに、より客観的でかつ専門的な発達の理解を深め、適切な就学支援を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

就学指導に当たって、やはり保護者との意見の相違が生じる要因の一つ、これは保護者との信頼関係の希薄さ、そこが一番かなと、やはり感じました。

先ほど、学校教育部長の御答弁の中に、保護者の意向を大切にしながら就学先を決定している、

このようにございました。そのように本当に一生懸命やったださっている、私もそのように理解はいたしております。

しかしながら、そこにボタンのかけ違いがある、このように感じてならないんですね。そして、不一致のまま就学した場合、双方が一步を踏み出せず、時とともに子どもの学習機会、これを喪失していることが多々見受けられます。

どういうことか、もう少し具体的に申し上げますと、特別な支援を必要とするこの子どもたちは、就学後、進級の時期に就学指導委員会に再度かけられます。そして、支援の見直しが行われます。これは、大変重要なことであり、必要不可欠であると思っております。しかし、この1年間、適切なフォローのないまま、言葉は悪いんですけども、放りっ放し、こういうような状況もあるということ、やはり認識していかななくてはいけないのではないかと。そして、そういう中で、改めて就学指導委員会にかかって受けても、よい結果を望むこと、このよい結果をもたらすことはやはり子どもにとって困難でございます。そして、子どもの育ちにそれが大きな影響を及ぼしていく、こうした実態があることに目をそむけてはならない、私はここを常に強く感じてまいりました。

先ほど、学校教育部長より北風と太陽を通されながら御答弁をいただきました。教育委員会もそうした実態について認識をお持ちである。また、そして重く受けとめている。このことを私は先ほどの答弁の中から感じさせていただきました。そして、確認ができた、そういう思いから素直な思いで安堵いたしております。

いずれにいたしましても、保護者の不安、これは我が子の将来でございます。就学指導委員会は、その子どもの将来に携わっているわけですから、常に将来を見据えた判断、先ほども御答弁ございましたけれども、その判断とその後のフォロー体制、これがセットでなければならないです。そのセットで取り組んでいく、このような御答弁をいただいたのではないかと私は思いました。学校教育部長の御答弁にございましたように、ぜひ、保護者に求める前に、まずは教育委員会が保護者に寄り添い、決して北風を当てることのないように一步を踏み出していただきたい、このように思っております。

この数年間、2名の特別支援指導主事、本当に学校現場の中にお時間本当でない中、一生懸命足を運んでいただき、現場の保護者とのギャップを埋めるべく、一生懸命よく頑張ってください、私はこのように評価をしております。ようやくそのおかげで発達支援の課題がテーブルに乗り、改善に向けて動き始めた、本当にこのように感じております。まだまだ学校現場での問題点は山積みでございます。これからがスタート、このように捉えていかなければならない、このように思っております。どんなに組織や役職があっても、動かさなければ歩みがとまってしまいます。動かすのはやはり人でございますし、人が原因でつながらない、このようなことは決してあってはなりません。

教育長、どうかこの点、重く受けとめていただきたい、このように思っております。今後とも、保護者とのボタンのかけ違いを一つ一つかけ直しながら信頼関係を深めていただき、保護者に安心を与える就学指導、この構築を目指していただきたい。そして、特別支援教育のさらなる充実に向けて突き進んでいただきたい。このように思っております。ぜひ、御努力を重ねていただきたいと思っております。期待をいたしております。よろしく願いいたします。

次に、特別支援学校分校について再質問いたします。

教育長答弁では、6月補正予算に計上とのことですが、千葉県も事情あつてのこととお察しいた

しますが、今後も随時、担当者間の打ち合わせを行っていただくなど、歩みがとまることがないように確認していただきたいと思います、このように思います。

そこで、1点だけ、確認しておきたいんですけども、これまで本市の公共施設再生計画では、この特別支援学校分校の件については、全く触れられていなかったように思います。そこで、袖ヶ浦地区の再編整備との整合ですね。この点はどうなっているのかお伺いさせていただきます。

◎資産管理室長(吉川清志君) はい。公共施設再生計画の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど、教育委員会のほうから回答がありましたとおり、袖ヶ浦こども園が完成しまして、袖ヶ浦東幼稚園が移転した後は、特別支援学校の分校が開設予定であるということは、我々も確認しております。その上で、公共施設再生計画において、今後、袖ヶ浦東幼稚園及び小学校がどのようになるのかという御質問でございますので、お答えしたいと思っておりますが、公共施設再生計画自体は、これから今策定作業中ということでございます。ですので、方向性ということでお答えをさせていただきますが、袖ヶ浦東小学校自体は現在建築後43年を経過しておりまして、老朽化が進んでいるという実態がございます。これより古い小学校としまして6校程度ありますので、これを古い順番から建てかえをしていきますと、袖ヶ浦東小学校の建てかえという時期は、特段の事情がなければ早くても15年から20年ぐらい先になるという順番というふうに考えております。この点に関しましては、現在1月に市民説明会、あるいは意見交換会において大まかなスケジュールを説明している中で、公共施設再生計画では第3期といわれております平成38年度から50年度の、この間で建てかえを計画する施設というふうに御説明をさせていただいております。その時点におきまして、現に袖ヶ浦東小学校の中に特別支援学校の分校が設置されているのであれば、その機能は維持していくという形の中で計画を立てていくものになるものというふうに考えております。したがって、今ほど御質問のあった内容につきましては、そこに機能があればそれは継続していくような形で考えていきたいというふうに考えております。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

心配ないとの御答弁であったと伺いまして安心いたしました。

公共施設再生には、さまざま要素がふくそうしてかかわってくることは承知いたしております。ぜひ、資産管理室におきましては、今後とも関連部署と情報を共有されて推進していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、債権管理についての再質問に移ります。

先ほどの市長答弁から、人員体制や管理職について前向きに取り組んでいる姿勢は伝わってまいりました。しかしながら、やはり人に委ねられることが大きいことから、配属する職員につきましては、経歴、実績、そして役職などを十分考慮していただくことを前回は要望させていただきましたけれども、今回も重ねて要望しておきます。

そこで、もう一点、確認しておきたいことは、生活再建の視点です。この生活再建の視点、行政の債権管理は時代の変化もございます。取り立てに徹するだけでは、もはや済まないはずでございます。行政は市民の幸せを考えると、そういうところがございますし、債務に悩む市民には生活再建の視点を持って接触し、支援の手を差し伸べるべきではないか。私はこの1年間、ずっと

この主張を繰り返してまいりました。いま一度、この債権管理における生活再建、とりわけ他部署との連携について、どのようなお考えをお持ちなのか伺いたします。

◎**財政部長(白川久雄君)** はい。お答えいたします。滞納整理に当たりましては、今、御質問がありましたように、生活再建としてそのことが解消されることによって滞納の回収が進むということは認識をしているところでございます。

滞納整理に当たりましては、まずは滞納者御自身からその方の置かれている状況、これをできる限り直接正確に伺うと、そのことによって把握することによって、今後のその方に合った、個々の生活実態に合った納付計画が策定され、かつそのことがその後の納税履行につながると、そのように理解しているところでございます。そういったことから、現状、税政課におきましては、できる限り窓口等で個々の相談に応じ対処しているというところでございます。

来年度、本年4月でございますけれども、債権管理課を立ち上げます。この債権管理課につきましては、さきの議会でも御説明申し上げましたけれども、各所属が所有している債権、その中でも特に困難案件、過年度案件でございますけれども、過年度にかかわる困難案件については、債権の適正化ということで取り組んでまいります。そういった意味では、専門的な知見を有する職員、もしくは先ほど市長から冒頭申し上げましたけれども、国税等のOBの方々を視野に入れた形の中で、組織体制の強化を図っていきたいというふうに考えてございます。

あわせて、現年度分につきましては、各課それぞれ債権を所有している課がございまして、これは今後も引き続きますので、そこにつきましては債権管理課の職員が今後においても滞納整理、もしくは今御指摘ありました生活再建、これらも含めた形の中で指導・助言を、立場もしていかなきゃいけないかなというふうに考えてございます。

ただ、基本的に考えていかなきゃいけない部分については、生活再建そのものは、これも先ほどと同じように、その方々の個々の生活実態をどれだけ正確に把握するか、そこに尽きると思います。そのことによって、例えば個々の納付相談を通じていく形の中で、失業でありますとか、病気でありますとか、障がい、もしくは多重債務、いろいろな要件があって経済的な困窮の要件が出てくるということでございますので、例えば失業にありましては、来年度、この4月1日に市民経済部が所管しますハローワーク、これを設置いたします。障がいにあつては障がい福祉課、病気などについてはその健康支援という形の中で健康相談を行っております健康支援課、多重債務にあつては協働まちづくり課ということで、それぞれがそれぞれの所管する生活再建に向けた制度、これを十分に最大限活用しながら対応していくことが、いわゆる生活再建の近道になるだろうということに考えております。とりわけ多重債務につきましては、全庁横断的な形の中で、全庁の中では13課、これに社会福祉協議会が加わりまして、それこそきめ細かな対応という形で取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、縦割り行政ということではなく、債権管理課を立ち上げた形の中できめ細かな対応として、それぞれの生活再建にかかわる制度を十分最大限活用できるような形として御案内、もしくは取りつけをしていくというような形の中で対応していくということが重要かというふうに考えております。以上です。

◆**24番(小川利枝子君)** はい。ありがとうございました。

ただいまの財政部長の答弁からは、どうも生活再建の視点について私から言わせれば消極的、

このように受け取れます。また、私の意図が伝わっていない、このように感じてならないんですね。

確かに、それぞれがそれぞれ担当する部や課が考えて対応していく、それは当たり前のことかもしれません。そして、今、部長からはそれぞれが考え対応していく、これが生活再建の早道、近道だという、こういう御答弁がございました。私はこれは違う、このように思っております。前回ですかね、お話ししていたときに生活再建の実践例として習志野市多重債務問題対策庁内連絡会、ここについて、ここが主導的に行っていく、このようなことも伺いました。そうであるならば、まず習志野市多重債務問題対策庁内連絡会、今までの、これまでの実績、また実績を中心に実態について伺いいたします。

◎市民経済部長(小川臣朗君) 多重債務問題対策庁内連絡会につきましては、協働まちづくり課が所管しておりますので、私のほうからお答えをいたします。

多重債務問題対策庁内連絡会につきましては、平成19年度に設置をいたしました。庁内の徴収部門及び福祉部門など、関係13課と社会福祉協議会を加えました14の関連部署で構成されております。

この連絡会の役割といたしましては、各課の通常業務において相談を受けた中で、多重債務問題を抱えていると思われる市民を把握した場合に、速やかに消費生活センターにつなげるものがございます。消費生活センターの消費生活相談員が詳細な聞き取りをした上で、法テラスや弁護士会、司法書士会などの債務相談へ誘導しております。この関係部署からの連絡により誘導した実績でございますが、初年度の平成19年度は連絡会の設置が年度末ということで実績はございませんが、平成20年度7件、21年度13件、22年度11件、23年度3件となっております。また、庁内連絡会は、年に1度開催しております、連携の確認と意見交換のほか、多重債務問題についての研修などを行っております。平成24年9月26日に、この研修を法テラスの弁護士を講師に開催いたしました。テーマにつきましては、「多重債務の現状と関係機関の連携の必要性」、こうう中で講義を受けたところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

名前は伺っておりましたが、実態につきましては初めて私も知りました。

私は、債権者の生活再建を任せられる組織である、このように伺ってまいりました。しかしながら、今の御答弁を伺って疑問が残ります。先月、いつのことでしたでしょうか、夕方のことですが、テレビ報道、この中で、債権者宅へ訪問している行政の職員、この方とのやり取り、この様子が放映されておりました。私も主婦ですので、家事をやりながらふと声が入りまして、耳を傾けながら目を、両立しながらでしたので、全てを把握しているわけではございませんけれども、その中でやはり職員が言っていたことは、今この時代にあって、まず債権に悩む住民の生活、そこを受けとめていかなくてははいけない。その生活を見立てて見直しをしてあげる。そこにポイントを置いていかなくてはならない、このように断言をされておりました。私も本当にそのとおりで、現場を、本当に現場の中を歩いておまして、今この時代、現場の実態を把握なしに、手だても、また行政としてやるべきことも進んでいかない、このように思っております。

そのためには、先ほどそれぞれの課が持つ情報ですね、その中で考えて対応していくって近道、全くこれは逆だと思えます。やはり縦割り行政ではおくれしてしまいます。自分のところの情報、持ち合わせているところを詳細に、先ほども部長、御答弁ございましたけれども、住民の方の詳細な情

報を把握していかななくてはいけない。そうであるならば、自分のところだけではなくて、やはりさまざまなところの情報を共有しながらやっていかなかったら、スピード感は鈍ります。おくれます。そういう部分の中でも、やはり縦割り、これを解消して相談窓口を一元化、そういう部分の中で私は考えていくべき、このように思います。

また、新たにスタートする(仮称)債権管理課は、他部署への指導的立場である、このように御答弁がございました。であるならば、他部署への単なる仲介役、指導的立場というここを、やはりもっと深く考えていかななくてはいけないのではないかと、今何が求められているのか、何が必要なのか、そう考えますと、みずからが率先して範を示していく、そういう必要があるのではないかと私は訴えさせていただいているんです。

市長、市長は常々、行政は市民の幸せを考えると、このように市民に向かって語っておられます。ぜひ、新たな部署のスタートに当たりまして、もっと市民の視点に立ちましてお考えいただきたい。私はそのように強く要望いたします。この点につきましては、要望とさせていただきます。

最後に、谷津地域の浸水対策について、再質問させていただきます。

先ほどの市長答弁では、施設整備の事業については、平成25年度から平成28年度までの4カ年計画で順次行っていくとのことで順調に進んでいると、このように理解いたしました。

そこで、1点だけ確認させていただきたいんですが、25年度、施設整備の初年度となるわけですが、実際にはいつごろから着手していく予定なのか、この点だけお伺いさせていただきます。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。この谷津地区の浸水対策でございますけれども、付近にお住まいの住民の皆さんにとりましては、非常に切実な課題でございますし、我々の行政にとりましても長年の懸案でございました。特に、幹線マンションの周辺でございますけれども、ちょっと強い雨が降ると潮の干満のかげんにもよりますけれども、また被害が出るのではないかとというふうなことで我々も心配いたしますし、一日も早い対策が望まれていたところでございます。この辺にしましては、県と市が共通認識に立ちまして作業に入れるようになったということは、我々が繰り返し繰り返し県に要望してきた、その成果が形となってあらわれてきたのかなというふうにご覧しております。

今、小川議員のほうから25年度、いつごろから着工できるのかというふうな御質問でございますけれども、私どもとしては、年度が改まり次第早々に着手というふうに申し上げたいところではございますけれども、実際に工事に入るに当たりましては、仮設道路の設置でありますとか、あるいは水路の切り回し、こういったことで民有地の借用が生じてまいります。したがって、この交渉を土地の所有者の方と行わなければならない。それからまた、警察など関係機関との協議・調整と、こういったことがございますので、これらを早々にクリアをした上で、できるだけ早い時期に工事に入りたいというふうにご覧いただいております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。よくわかりました。

緊急的な施設整備でございます。できるだけ早い時期に着手していくと、そのような御答弁でございましたので、ぜひ計画どおりに確実に、そして着実に進めていっていただきたい、このように思います。

なお、財源につきましてでございますが、県と市が協議しながら配分と申しましょるか、進めたいと伺っております。できるだけ市の負担、こういうものも抑えていただければ、こんな

にありがたいことはないと思っております。今後とも、その点も含め御努力を重ねていただきたい、このことを要望として申し上げておきたいと思っております。

最後に、私は今日まで行政事務を全うするためには人がいかに重要か、この点、この点に絞って主眼を置いて繰り返し繰り返し質問をしてまいりました。今回も大きな4項目のうち3つは、ここに重点を置いて質問をさせていただきました。この中に本市のこれからの将来、習志野市の将来を見据えた大きな課題があると私は思って訴えさせていただきました。

行政は人なり、これは市長が常々おっしゃっている言葉でございます。現在、本市の次期基本構想・基本計画の策定がなされておりますが、市長は、市民の幸せ、こういうものに着眼点を置いて進めている、このように伺っております。先ほども申しましたけれども、21世紀は心の時代でございます。人の心を受けとめることができないようでは、的確な支援、行政の仕事、そういうものはできません。務まらない、本当にストップしてしまう、このように私は感じております。ぜひ、市長が打ち出そうとする優しさを具現化するために時代の変化、それから市民生活の現実を的確に捉えて具体的な政策や実行を求めたい、このように思います。ぜひ、市長には変化の先頭に立って旗を振り続けていただきたい、このように思っております。

まだ時間がございますので、ぜひ市長からお言葉をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎市長(宮本泰介君) はい。今、種々御質問をいただきまして、非常に鍛えられているようなそんな気がいたします。

まず最初に、1つ目の職員の対応については、心からおわびを申し上げたいというふうに思います。やはり、最終的に市民を守れるのは職員しかいない、つまり公共サービスである市・県・国でしかないというふうに思います。そういうことの中で、あらゆる制度を活用して、とにかく人命を守るという意味から職責に当たらなければならないということを、改めて私のほうから申させていただきました。

さらに、多種多様化する中で、複雑化するこの世の中で、これからというのは、まさしく人の気持ちを受けとめる職員の人材育成というものが大変重要なものになってまいります。このことにつきまして、最近、ある大手企業の人事担当者の人とお話をさせていただいたんですけれども、やはり研修だと。研修をしっかりと積み重ねて、そして人事を鍛えていくというのが一つの大きな方針だということを伺った次第であります。かねてから、人事研修につきましては手厚くやっております、習志野市の職員の人材育成ということに努めてきているわけではございますけれども、私が常に日ごろから掲げる民主主義社会における多種多様な状況においての起こり得る混乱、複雑化というものに、きちっと対応できる職員を育成することはまず第一であるというふうに考えております。

そういうことの中で、債権管理課も進行するわけございまして、小川議員御指摘の部分というのも、よく理解をさせていただいた次第であります。私たちの体制としましては、いわゆる債権管理課が財政部にあることでもわかりますとおり、1つの今までの課題に対応する部門としての位置づけでございますので、もちろん小川議員の御指摘の部分については福祉、あるいはそういう福祉初めいろいろなところとの連携のもとで優しさということを念頭に行うということで御理解をいただければというふうに思います。

次の次期基本構想の案ということで、優しさでつながるといような表現をさせていただいており

ますが、多種多様、そして複雑化ということの中で、右肩上がりのときでは利益の配分と、分配ということでありましたが、これから先持続可能というようなことしていくということの中では、分かち合い、逆から見れば不利益の分配ということにもなってくるわけでございます。そういうことにおいて民主主義では、職員、政治、そして市民というのは常に一つの輪でつながっております。そういうことの中で、それぞれが優しさでつながっていきこうということが一つのテーマでございます。どうか、その辺を御勘案いただきまして、これからも厳しい御指導よろしくお願ひしたいというふうに思いますが。ありがとうございました。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。心強く思いました。

ぜひ、市長の思いを突き進んでいただきたい、このように思っております。

ただ1点だけ、今、債権管理の部分で市長が御説明されたといいましようか、その中で1点だけ、私、気になりましたので言わせていただきますが、私、今の市長の言葉を聞いておまして、結局は正直なところ、今の穴埋めだけしか考えていない、このようにも私は受け取れました。もっと将来を見据えた大きな視点で物事を考えていかないと、結局は尻すぼみになる、そのように感じてならないんですね。ぜひ、その点、しっかりとまた考えていただきながら大きな視点に立って、そしてぜひ市長には変化の先頭に立って素早いスピード感のある対応、的確な対応をお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。